



重要事項説明書

総合事業訪問介護

訪問介護ステーション ココロ

株式会社 ライフライン



# 株式会社 ライフライン

## 訪問介護ステーション ココロ

### 介護予防・日常生活支援総合事業における

### 総合事業訪問介護重要事項説明書

当事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業における（総合事業訪問介護）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

#### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ライフライン
主たる事務所の所在地	〒744-0015 下松市大手町2丁目5-18ティティ商事ビル3F
代表者（職名・氏名）	代表取締役 佐々木 昂
設立年月日	令和5年6月20日
電話番号	0833-44-7888

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護ステーション ココロ	
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業における 総合事業訪問介護	
事業所の所在地	〒744-0015 下松市大手町2丁目5-18ティティ商事ビル3F	
事業所の管理者	鬼村 美里	
電話番号	0833-44-7888	
指定年月日・事業所番号	令和6年5月1日	3570701239
通常の事業の実施地域	光市、周南市、下松市	
損害賠償責任保険	東京海上日動火災保険	

### 3. 事業の目的と運営の方針

#### (1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、光市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問介護ステーション ココロの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、周南市、光市、下松市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

### 4. 提供するサービスの内容

訪問介護ステーション ココロの内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助 更衣介助、清拭入浴、介助、体位交換、服薬介助など
生活援助に関する内容	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月2日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで ※電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。 サービス提供時間 24時間

## 6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1人		管理者
サービス提供責任者	2人		訪問介護員
訪問介護員など	4人		訪問介護員

## 7. 利用料等

### (1) 訪問介護ステーション ココロの利用料

#### 【基本部分】

サービス名称	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
総合事業訪問介護	1 1 7 6 単位/月	約 1 1 7 6 円	約 2 3 5 2 円

周南市 1 単位 10.21 円 他 1 単位 10 円

(注1) お住いの市町村により月額の利用料金は変更される場合があります

(注2) 週2回程度の訪問時にも利用料金が変更されます (2349 単位/月)

(注3) 月の途中での契約時は日割りの計算となります

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件 (概要)	加算額 (利用者負担)	
		1割負担 の場合	2割負担 の場合
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問を行う場合と訪問介護員に同行訪問した場合	200円	400円

### (3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月に発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の26日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌々月の26日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

## 8. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

## 9. 事故発生時の対応

- ・訪問介護ステーション ココロの提供により事故が発生した場合は、速やかに光市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問介護ステーション ココロの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：佐々木 昂 ご利用時間：8時30分～17時30分 電話番号：0833-44-7888
---------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
下松市 高齢福祉課	下松市大手町3番3号	0833-45-1831
周南市 地域福祉課	周南市岐山通り1丁目1番地	0834-22-8462
光市福祉保健部 高齢者支援課	光市光井二丁目2番1号	0833-74-3003
山口県国民健康保険団体連合会	山口市朝田1980番地7	083-925-2003

## 1 1. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
従業者に対する秘密の保持について	従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

## 1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・ サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- ・ 体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

